

議事要旨(4) リース手法を活用した先端設備等投資支援スキームにおける借手の会計処理に関する実務上の取扱いについて

冒頭、小賀坂副委員長より、2014 年 6 月に公表した実務対応報告第 31 号「リース手法を活用した先端設備等投資支援スキームにおける借手の会計処理等に関する実務上の取扱い」において、別途定めるとしていた、同スキームに係る契約変更時における借手の会計上の取扱いについての対応の検討を継続したい旨の説明がなされ、また、神谷客員研究員より、説明資料[審議事項(4)-1]及び[審議事項(4)-2]に基づき、詳細な説明がなされた。

説明された内容に対する委員等からの主なコメントは次のとおりである。

(論点 3: 契約変更時の会計処理)

- ある委員より、ファイナンス・リース取引か否かの再判定の方法との整合性を考えると、1 法（当初のリース取引開始日に遡ってファイナンス・リース取引の会計処理をしたかのように測定する手法）のうち、 α 法（リース資産とリース債務の差額を契約変更時に損益に認識する方法）が γ 法（ α 法と同様にリース債務を算定した上で、リース資産をこれと同額で認識することにより、差額を生じさせない方法）より論理的と考えられるとの意見が示された。また、同委員より、 α 法では、認識される資産と負債の金額の差額が損益として認識される点が直観的に理解し難いため、事務局提案のとおり、 α 法を原則としつつ、 γ 法も容認する処理に賛成であるとの意見が示された。
- ある委員より、1 法のうち、 α 法が理論的であることから α 法を原則とし、実務上の便宜も考慮して γ 法を容認する事務局提案に賛成であるとの意見が示された。
- ある委員より、1 法のうち γ 法は一種の救済措置であると理解しているが、本リース・スキームにおける契約自体が多くなく、また契約変更の事例が限定的であると見込まれるのであれば、 γ 法のような救済措置を設ける必要があるのかやや疑問であるとの意見が示された。
- ある委員より、契約変更は、遡及適用が求められる会計方針の変更や過去の誤謬の修正ではなく、新たな事象の発生という性格を有するため、1 法のうち、 α 法によりリース資産とリース債務の差額を当該事象の発生時の損益として認識する処理が正当化される旨を文案で明記してはどうかとの意見が示された。

(論点 5: 割引率に関する論点)

- ある委員より、1 法のうち α 法を契約変更時の処理として採用するのであれば、使用する割引率に関しては当然に x 法（当初のリース取引開始日において、当該リース取引開始日から契約変更後の条件に基づくリース期間終了時までの期間（すなわち、契約変更時までに既に経過したリース期間と契約変更後の残存リース期間を合算した期間）について、借手の追加借入利子率として算定される利率とする手法）を採用するのが理論的であり、事務局提案に賛成するとの意見が示された。
- ある委員より、 x 法が理論的であると考えるが、実務上、過去に遡ってこのような割引率が算定できるのかがやや疑問であり、論点 3 において 1 法のうち γ 法による救済措置を設けるよりも、むしろ当論点において x 法に対する救済措置を設けるべきではないかとの意見が示された。

（その他のコメント（文案に関するコメント））

- ある委員より、今回新たに追加する予定のリース契約の変更の会計上の取扱いに関する規定に関連して、当該規定は本リース・スキームにおける契約変更のみに適用される旨を明示することが必要であると考えるとの意見が示された。
- あるオブザーバーより、文案において、リース契約の変更の取扱いに関して、第 5-2 項から始まる枝番で追加しているが、追加する分量が多いため、現行の第 6 項以下の項番号を繰り下げる形式として、追加する条文の項番号では枝番を用いないほうがよいのではないかとの意見が示された。

以 上